

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大倉工業株式会社			コード	4221
提出日	2026/3/2	異動(予定)日	2026/3/24		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	北田隆	社外取締役	○													○		有
2	飯島奈絵	社外取締役	○													○		有
3	渡邊洋一	社外取締役	○													○		有
4	山口芳美	社外取締役	○													○	新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		北田隆氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として監査、会計等企業実務に精通しており、幅広い経験と見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。当社との特別な利害関係はなく一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
2		飯島奈絵氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、また弁護士活動を通じて企業経営に関する十分な見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。当社との特別な利害関係はなく一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
3		渡邊洋一氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士として監査、会計等企業実務に精通しており、幅広い経験と見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。当社との特別な利害関係はなく一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
4		山口芳美氏は、長年にわたり他の企業で管理者や経営者としての要職を歴任されており、豊富な業務経験と知識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに社外取締役に選任いたしました。当社との特別な利害関係はなく一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。